

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

平成17年3月18日

東大阪市告示第24号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号、以下「法」という。）第3条及び第4条第1項の規定により、次のとおり規制地域及び規制基準を定め、平成17年4月1日から実施する。

1 規制地域

東大阪市域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

	特定悪臭物質の種類	規制基準
1	アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が1,000,000分の0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が1,000,000分の0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が1,000,000分の0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
8	プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
12	イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が1,000,000分の0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が1,000,000分の3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が1,000,000分の1
16	トルエン	大気中における含有率が1,000,000分の10
17	スチレン	大気中における含有率が1,000,000分の0.4
18	キシレン	大気中における含有率が1,000,000分の1
19	プロピオン酸	大気中における含有率が1,000,000分の0.03

20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001

(2) 法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準

ア 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 q 、 H_e 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

H_e 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

C_m 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算出式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

H_o 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデ

ヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度(単位 1 リットルにつきミリグラム)

k 下表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値(単位 1 リットルにつきミリグラム)

C_m 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

備考 メチルメルカプタンについては、2 (3) に定める方法により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。